## 制度概要

申小企業有の資金調息にあたって、金融機関が設定経営無料等の基礎支援機関(以下、C支援機関)とい。と選札に中心学者の事業計画の深度支援や継続的な経営支援で行い、中小企業者の事業計画の深度支援や継続的な経営力の発性を図ることを目的とする。 会議力の発性を図ることを目的とする。 会議力の発性を図ることを目的とする。 会議力の発性を図ることを目的とする。 会社のよりによる保証である。 を記しまりない。これで、いちらり事業計画の発定並びに計画の実房及び発度を行い、中小企業者の発生したりたの、日本で、いちらりについては、経費の受定に必要な事業をとし、既在が表型に対している。これでは、経費の受定に必要な事業をとし、既在が表型に対している。これでは、経費の受定に必要な事業をとし、既在が表型に対している。これでは、経費の受定に必要な事業をとし、既在が表型では、サインターティ、ネット5号)については、経費の受定に必要な事業をとし、既在が表型では、サインターティ、ネット5号)については、経費の受定に必要な事業をとし、既在が表型では、サインターティ、ネット5号)については、経費の受定に必要な事業をとし、既在が表型のでは、自然ののの方円(組合等はは他務・で記憶)による保証・セーフティネット4号(新型コロナウイルン感染症に係るものに限る。)による保証・セーフティネット5号であって危機指定期間内(R.2.2.1~R.3.12.31)に協会が受付し、かつ身が表別の場合 1年以内(うち機置 1年以内)会議会の場合 1年以内(うち機置 1年以内)方法を方の場合 1年以内(うち機置 1年以内)方法を方の場合 1年以内(うち機置 1年以内)支援報と 7年以内(うち機置 1年以内)支援報と 7年以内(うち機置 1年以内)を表現の場合 1年以内)を選集と信じ日本のよる場合は、日本のの事業を証したののにより、日本のとは、日	経営力強化保証(略称:経営力強化)		
関情 安 叶 報告を行う中小企業者。  事業計画の実際に必要な達物資金及び設備資金(等業計画に基づく財保証の借限えを含む。) 経営党定関連保証(セーフティネット5号)については、経営の安定に必要な事業資金とし、既往 の新賀コロナウバルス感染症態を確認に係る借める(注)を借り換える場合に限る。 (注)以下の保証制度の略称で記載)などを信機えずる場合に限る(信)を入り構造、一度、関連に保証の保証・10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	目 的		いう。)と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者
整営党定関連保証(セーフティネット5号)については、経営の党に心要な事業資金とし、既往の所能コロナウバルス際染配制度配に係る借入会ごを借り換える場合に限る(信)以下の保証制度(路称で記載)などを借換えずる場合に限る(借換え・真水は可)・1フロナ」(年生特別」、同株生特別・ウーフティネット4号 新型コロナウイルス感染症に係る6色のに限る。)による保証・危機関連保証・セーフティネット5号であって危機指定期間内(R2.2.1~R3.12.31)に協会が受付し、かつ賃付実行で力に保証・セーフティネット5号であって危機指定期間内(R2.2.1~R3.12.31)に協会が受付し、かつ賃貸付実行で力に保証  保証限度額 2億8,000万円(組合等は4億8,000万円) - 括返済の場合 1年以内) 設備資金 7年以内(うち提置 1年以内) 設備資金 7年以内(うち提置 1年以内) ただし、既保証を借り換える場合は10年以内(うち提置 1年以内) ただし、既保証を借り換える場合は10年以内(うち提置 1年以内) ただし、既保証を借り換える場合は10年以内(うち提置 1年以内) を要したして徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない  量付利率 必要したして徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない 金融機関所定利率  通常の保証料率よりも1区分低い料率を適用する。(9区分を除く。)  (日本) ① ② ③ ④ ⑤ ② ⑤ ⑤ ⑤ ⑥ ⑤ ⑥ ② ⑥ ⑤ ⑥ ② ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥	資格要件		
### (保証期間	対 象 資 金		経営安定関連保証(セーフティネット5号)については、経営の安定に必要な事業資金とし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金(注)を借り換える場合に限る。 (注)以下の保証制度(略称で記載)などを借換えする場合に限る(借換え+真水は可) ・「コロナ」 ・「伴走特別」、「県伴走特別」 ・セーフティネット4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)による保証 ・危機関連保証 ・セーフティネット5号であって危機指定期間内(R2.2.1~R3.12.31)に協会が受付し、かつ
保証期間		保証限度額	2億8,000万円(組合等は4億8,000万円)
保証	条	保証期間	分割返済の場合 運転資金 5年以内(うち据置 1年以内) 設備資金 7年以内(うち据置 1年以内)
### 14		返済方法	分割返済、一括返済
保証人 必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない 貸付利率 金融機関所定利率 通常の保証料率よりも1区分低い料率を適用する。(②区分を除く。)  区分①②③④⑤⑤⑦⑥②⑥0.45% 0.45% 以上に対している。 1.5% 1.5% 1.35% 1.15% 1.00% 0.80% 0.60% 0.45% 0.45% 以務器表がない場合は、1区分低い料率の適用はない。 声任共有対象1.15% セーフティネット5号による保証の場合は0.75% つ申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 2物的担保の提供状ある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。 ※セーフティネット5号の場合、物的担保の提供による割引(有担保割引)は適用されい。 東子行動計画書 103人が完定した自の場合、物的担保の提供による割引(有担保割引)は適用されい。 2事業行動計画書 103人が完定したもの) 3セーフティネット5号の場合、物的担保の提供による割引(有担保割引)は適用されい。 2事業行動計画書は以下の内容を満たす(または含む。)必要がある。 1分計画を策定した日の属する事業年度の記事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則5事業年度を最長の計画期間とする。 2申込人の経営に係る現況、課題(原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。)と課題を克服するための取組事項及び目標設定 3申込人が融資を受けて取組む事項に係る現免、課題(原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。)と課題を方服するための取組事項及び目標設定 3申込人が融資を受けて取組む事項に係る現免体的な資金使途と資金効果 4上記取組等を習ままた収支計画及び返済計画 1 金融機関は協会と受けて取組む事項に係る現外機関と支援状況を確認するとともに、中小企業者に対し、当初策定した計画の見直しおよび同計画を進めるための経営支援を行うこと。 2金融機関は協会に対し、年1会、中小企業者の事業年度毎日、本制度の利用状況、計画の実行状況等の報告を受けること。 (億用保証協会は、同データのうち、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾合、経営安定関連保証(5号)認定取得の有無、プロバー融資有無、借換対象となる現存保証の保証割合、金融機関の的問題を文との影響機関、保証が経路また。記述経路となる配が、経営を定関連保証(5号)認定取得の有無、プロバー融資有無、借換対象となる現存保証の保証割合、金融機関の的問題を文度が財務状況について、電子データで経済産業者に送付する。接触、必要に応		貸付形式	証書貸付、手形貸付、手形割引(個別保証に限る。)
保 基準料率 通常の保証料率よりも1区分低い料率を適用する。(⑨区分を除く。)  区 分 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ 責任共有 1.75% 1.55% 1.35% 1.15% 1.00% 0.80% 0.60% 0.45% 0.45% 財務諸表がない場合は、1区分低い料率の適用はない。 ⇒ 責任共有対象1.15% セーフティネット5号による保証の場合は、公計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。 ②物力担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。 ②物力担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。 ②中国大方等の場合、物的担保の提供による割引(有担保割引)は適用されない。 ①「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ②事業行動計画書(申込人が完定したもの) ③セーフティネット5号の場合、物的担保の提供による割引(有担保割引)は適用されない。 中心保証協会が必要とする書類 事業計画書は、以下の内容を満たす(または含む。)必要がある。 ①計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の計画期間とする。 ②申込人の経営に係る現況・課題(原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。)と課題を克服するための取組事項及び目標設定 ③申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果 ④上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画 ①金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に、本制度の利用状況、計画の実行状況・影響は、経験と経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告すること。(信用保証協会は、同データのうち、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告すること。(信用保証協会は、同データのうち、所在地、資本金、会社設立日、業種、(5号)認定取得の有無、プロパー融資有無、借換対象となる既存保証の保証割合、金融機関のの訪問回数及び財務状況について、電子データで経済産業名に送付する。(3金融機関は中小企業者の実育状況を踏まえ、設定経営革命を養機関と連携し、必要に応		担 保	必要に応じて徴求する
展証 基準料率		保証 人	必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない
保証         基準料率         区分①②③④④⑤⑥⑥⑦⑥⑥         ②           責任共有 1.75% 1.55% 1.35% 1.15% 1.00% 0.80% 0.60% 0.45% 0.45% 財務諸表がない場合は、1区分低い料率の適用はない。⇒ 責任共有対象1.15% セーフティネット5号による保証の場合は0.75% の申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。※セーフティネット5号の場合、物的担保の提供による割引(有担保割引)は適用されない。取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象           事業行動計画書(申込人が策定したもの) ③セーフティネット保証5号の規定に基づく市町長の認定書 ④その他保証協会が必要とする書類         ①「経営力強化保証」申込人が策定したもの) ③セーフティネット保証5号の規定に基づく市町長の認定書 ④その他保証協会が必要とする書類           事業計画書は、以下の内容を満たす(または含む。)必要がある。 ①計画を策定した日の属する事業年度の影画期間とする。②申込人の経営に係る現況・課題(原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。)と課題を克服するための取組事項及び目標設定 ③申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果 ④上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画           ①金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けること。 ②金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者の事業年度毎に、本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況ならびに金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告すること。(信用保証協会に同一のううち、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証中込金額、保証承諾自、保証承諾金額、経営安定理連保証(5号)認定取得の有無、プロパー融資有無、借換対象となる既存保証の保証割合、金融機関の訪問回数及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付する) の訪問回数及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付する) の訪問回数及び財務状況について、電子データで経済産業自に送付する) の訪問回数及び財務状況について、電子データで経済産業自に送付する) の訪問回数及び財務状況について、電子データで経済産業自に送付する) の診問機関、中小企業者の実行状況を答案え、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応		貸付利率	金融機関所定利率
(事) (中) (中) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	証料	基準料率	区 分 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ 責任共有 1.75% 1.55% 1.35% 1.15% 1.00% 0.80% 0.60% 0.45% 0.45% 財務諸表がない場合は、1区分低い料率の適用はない。 ⇒ 責任共有対象1.15%
申込時添付書類     ①「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ②事業行動計画書(申込人が策定したもの) ③セーフティネット保証5号の規定に基づく市町長の認定書 ④その他保証協会が必要とする書類  事業計画書は、以下の内容を満たす(または含む。)必要がある。 ①計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則5事業年度を最長の計画期間とする。 ②申込人の経営に係る現況・課題(原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。)と課題を克服するための取組事項及び目標設定 ③申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果 ④上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画  ①金融機関は、四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けること。 ②金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、当初策定した計画の見直しおよび同計画を進めるための経営支援を行うこと。 ③金融機関は協会に対し、年1会、中小企業者の事業年度毎に、本制度の利用状況、計画の実行状況をの報告を受けること。 (信用保証協会は、同データのうち、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、経営安定関連保証(5号)認定取得の有無、プロバー融資有無、借換対象となる既存保証の保証割合、金融機関の訪問回数及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付する) ④金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応	平	適用料率	②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。
事業行動計画書(申込人が策定したもの)   ③セーフティネット保証5号の規定に基づく市町長の認定書   ④その他保証協会が必要とする書類	責	任共有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象
<ul> <li>事業行動計画書</li> <li>①計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則5事業年度を最長の計画期間とする。</li> <li>②申込人の経営に係る現況・課題(原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。)と課題を克服するための取組事項及び目標設定</li> <li>③申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果</li> <li>④上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画</li> <li>①金融機関は、四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けること。</li> <li>②金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、当初策定した計画の見直しおよび同計画を進めるための経営支援を行うこと。</li> <li>③金融機関は協会に対し、年1会、中小企業者の事業年度毎に、本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況ならびに金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告すること。(信用保証協会は、同データのうち、所在地、資本金、会社設立日、業種、従業員数、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額、経営安定関連保証(5号)認定取得の有無、プロパー融資有無、借換対象となる既存保証の保証割合、金融機関の訪問回数及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付する)</li> <li>④金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応</li> </ul>	申込時添付書類		②事業行動計画書(申込人が策定したもの) ③セーフティネット保証5号の規定に基づく市町長の認定書
<ul> <li></li></ul>	事業行動計画書		①計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則5事業年度を最長の計画期間とする。 ②申込人の経営に係る現況・課題(原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。)と課題を克服するための取組事項及び目標設定 ③申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果
じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うこと。			<ul> <li></li></ul>
実 施 日 令和6年7月1日 創設	実	施日	令和6年7月1日 創設